

大樹町立学校における生成AI利活用ガイドライン【概要】

ガイドラインの位置づけ

- ・学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたもの
- ・学校現場での生成AIの利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない

I-1 生成AIについて

- 子どもたちが生成AIをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、学校における生成AIの利活用は、そのための助けになり得るものと言える
- 生成AIのリスクと対策
AIに人格があるかのように誤認するリスク、資質・能力の育成に悪影響を与えるリスク、バイアスの存在とそれによる公平性の欠如、機密情報や個人情報に関するリスク、著作権に関するリスク、外部サービスの利用に起因するリスクなどがある。ただし、このようなリスクや懸念の存在が直ちに生成AIの利用を妨げるものではなく、リスクを正しく認識した上で、学校現場において正しく向き合っていくことが重要

I-2 基本的な考え方

①人間中心の生成AIの利活用

- 生成AIと人間との関係に対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成AIは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべき
- 生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要
- 児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか等を吟味した上で利活用すべきであり、生成AIを利活用することが目的であってはならない
- 適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成AIが社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになる
- 学校現場における生成AIの効果的な利活用を実現するためにも、生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる

②生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

- 各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される
- 生成AIが更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある

大樹町立学校における生成AI利活用ガイドライン【概要】

ガイドラインの位置づけ
・学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたもの
・学校現場での生成AIの利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない

II 教職員が校務で生成AIを利活用する場面

基本的な考え方	具体的な利活用場面	利活用の際のポイント
●教職員自身が生成AIの利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要 ●教職員が<u>生成AIの仕組みや特徴を理解し、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用する</u>という前提で、校務における生成AIの積極的な利活用を推進する	●教職員による利活用例としては、授業準備・部活動・生徒指導などの児童生徒の指導にかかわる業務への支援、教務管理・学校からの情報発信・校内研修などの学校の運営にかかわる業務への支援、外部対応への支援などが考えられる ●利活用の際には、生成AIから一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成AIの出力はあくまでも参考の一つであることを認識し、教職員自らがチェックし完成させるなど、最後は自分で判断し、生成AIの出力を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要	●教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用端末を用いてはならない ●生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守すること ●入力データを学習データとして保存されない設定（オプトアウト設定）が可能な場合は、当該設定を行うこと ●著作権侵害につながるような使い方をしないこと ●ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは各教職員が判断すること ●校長及び教頭は、働き方改革など、生成AIの利活用を進める趣旨や目的についての共通理解を図り、利活用を通じて得られた成果を積極的に教職員全体に共有すること

大樹町立学校における生成AI利活用ガイドライン【概要】

ガイドラインの位置づけ
・学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたもの ・学校現場での生成AIの利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない

III 児童生徒が学習活動で生成AIを利活用する場面

基本的な考え方	具体的な利活用場面	利活用の際のポイント
●児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すること ●発達の段階や各教科等における学習の状況等を含む児童生徒の実態を踏まえ、そうした教育活動が可能であるかどうかを見極め判断すること	●「生成AI自体を学ぶ場面（生成AIの仕組み、利便性・リスク、留意点）」、「使い方を学ぶ場面（より良い回答を引き出すための生成AIとの対話スキル、ファクトチェックの方法等）」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面（問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用）」等が考えられる ●小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要 ●学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例はガイドラインを参照（あくまでも一例であるため、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断すること）	●児童生徒が生成AIを利活用することについて、保護者に対し周知し、理解を得るとともに、別紙様式により保護者の同意を確認すること ●オプトアウト設定が可能な生成AIサービスについては、当該設定を講じた上で生成AIを利活用すること ●プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないこと ●著作権侵害につながるような使い方をさせないこと ●児童生徒にバイアスの存在を理解させた上で、生成AIがそのようなバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成AIの出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導すること ●学習課題の一部として生成AIの出力を引用する場合には、文献やインターネットから引用する場合と同様に生成AIを用いたことを明記すること

IV 教育委員会の役割

教育委員会は、学校現場における生成AIの利活用に当たり、制度設計や利活用の方向性を示すほか、教職員の生成AIに関する理解を深めることを目的に、効果的な活用を促進する研修を実施するなど、生成AIの適切な利活用を推進する環境を整備する

参考資料

- 教職員が校務で利活用する際のチェック項目
- 児童生徒が学習場で利活用する際のチェック項目
- 生成AIパイロット校における先行取組事例
- 学校現場で活用可能な研修教材等
- 保護者へのお知らせ文書例